新

 $(1 \sim 3$ 略)

4 構造改革特別区域の特性

本町は、岐阜県の最西部に位置し、東西方向に約 20 k m、南北方向約 35 k mで、総面積は 803.44kmで、岐阜県の 7.6%を占めている。町域の 91.1%が森林で、農用地が 2.2%、宅地が 0.9%である。

平成 21 年度に 合併のスケールメリットを生かして建設 した 大型調理施設の「揖斐川町学校給食センター」から給食の外部搬 入を実施 しており、調理設備の維持管理経費の節減や、食材の 一元購入と調理員の合理的な配置が図られ、節減分を財源として 増加する保育需要への対応が可能となった。

現在、公立保育所においては、10施設のうち8施設が開園、2施設が休園している。今回、平成28年度から開園するさかうち

 $(1 \sim 3$ 略)

4 構造改革特別区域の特性

本町は、岐阜県の最西部に位置し、東西方向に約 20 k m、南北方向約 35 k mで、総面積は 803.68 kmで、岐阜県の 7.6%を占めている。町域の 93.0%が森林で、農用地が 2.3%、宅地が 0.8%である。

特に夫婦共働きの子育て家庭が増加する中、就学前児童に対する保育ニーズも増加・多様化しており、町内にある公立保育所 5 施設、幼児園 5 施設、一部事務組合 1 施設において、通常の保育の外、延長保育や一時保育などを実施し、保育ニーズへの対応を図っているが、建築年度が昭和 46 年~昭和 51 年という古い施設も 5 施設と半数を占めており、調理施設の老朽化と増加する保育需要により、園内調理の対応が困難な状況となっている。

今回、合併のスケールメリットを生かして建設 <u>を進めている</u> 大型調理施設の「<u>(仮称) 揖斐川町学校給食センター</u>」から給食 の外部搬入を実施 <u>することにより</u>、調理設備の維持管理経費の 節減や、食材の一元購入と調理員の合理的な配置が図られ、節減 分を財源として増加する保育需要への対応が可能とな<u>る</u>。 幼児園において、給食を提供するため、坂内小中学校から外部搬 入を実施することにより、調理設備の維持管理経費の削減や調理 員の人件費の削減と保育需要への対応が可能となる。

また、老朽化した保育施設の建替えを計画的に進めており、建 築年度が古い施設においては、5施設のうち3施設の建替えが完 了し、残り2施設についても建替えの計画を進めている。

5 構造改革特別区域計画の意義

学校給食センターや坂内小中学校 からの給食外部搬入方式を 実施することは、食材の一括購入や調理員の適正配置による調理 業務経費、施設設備の維持管理経費等の削減が図られ、保育所運 営の合理化と子育て支援施策充実のための財源確保も可能とな る。また、衛生面や安全面においても設備の整った大型調理施設 | 等で調理することは、給食に対する安全性を更に高めることにも 繋がる。

食育面では、学校給食センターや坂内小中学校 と保育所が連 携

する嗜好や食生活を情報交換、把握する事ができ、乳幼児期から の一貫した食育が可能となり、正しい食生活習慣の定着を図るこ とができる。

6 構造改革特別区域計画の目標

5 構造改革特別区域計画の意義

学校給食センター からの給食外部搬入方式を 実施することは、食材の一括購入や調理員の適正配置による調理 業務経費、施設設備の維持管理経費等の削減が図られ、保育所運 営の合理化と子育て支援施策充実のための財源確保も可能とな る。また、衛生面や安全面においても設備の整った大型調理施設 で調理することは、給食に対する安全性を更に高めることにも 繋がる。

食育面では、学校給食センターと保育所が連携 することにより、乳幼児期からの発達段階に応じた児童の食に対 することにより、乳幼児期からの発達段階に応じた児童の食に対しする嗜好や食生活を情報交換、把握する事ができ、乳幼児期から の一貫した食育が可能となり、正しい食生活習慣の定着を図るこ とができる。

- 6 構造改革特別区域計画の目標
- ① 学校給食センター

からの給食外部搬入方式

- ① 学校給食センター<u>や坂内小中学校</u>からの給食外部搬入方式の実施による公立保育所運営の合理化を進め、増加する保育需要と多様な保育ニーズに対応する。
- 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす 経済的社会的効果
- ① 学校給食センター<u>や坂内小中学校</u>が一括して食材等を大量 購入し調理することで、材料費・人件費・光熱水費等、給食調理 に係る経費が削減され、保育所の効率的な運営が実現できる。
- ② 衛生面や安全面で設備の整った大型調理施設等で調理された給食を供与することは、養育者が安心して子供を預けられる環境を提供することになり、少子化の抑制及び家庭の仕事と子育ての両立支援に資することができる。
- 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しよ うとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区 域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

① 学校給食事業

学校給食関係者と保育関係者が連携することにより、共通認識

の実施による公立保育所運営の合理化を進め、増加する保育需要と多様な保育ニーズに対応する。

- 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす 経済的社会的効果
- ① 学校給食センター が一括して食材等を大量 購入し調理することで、材料費・人件費・光熱水費等、給食調理 に係る経費が削減され、保育所の効率的な運営が実現できる。
- ② 衛生面や安全面で設備の整った大型調理施設_で調理された給食を供与することは、養育者が安心して子供を預けられる環境を提供することになり、少子化の抑制及び家庭の仕事と子育ての両立支援に資することができる。
- 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しよ うとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区 域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

① 幼保一元化事業

平成17年4月1日より幼保一元化を推進しており、5施設を 幼児園として開園している。また、5つの保育所に関しても、幼 保一元化の取組みを積極的に行っている。

② 学校給食事業

学校給食関係者と保育関係者が連携することにより、共通認識のもとに就学前児童から義務教育終了まで一貫した食育を図る

のもとに就学前児童から義務教育終了まで一貫した食育を図る ことができる。

② 地産地消事業

産者との連携により、安全・安心な食材の確保と地産地消の推進 | を図る。 を図る。

③ 子育て支援サービスの充実

外部搬入により節減された経費を、安心して子育てができるよ う様々な子育て支援サービスの充当財源として、取組を行う。

④ 保育施設整備事業

町内の保育施設については、老朽化した施設の建替えを計画的 に進めており、外部搬入による給食設備の適正化を図りつつ、木 材を多用したぬくもりのある施設整備を実施することで、子ども の心と身体をすこやかに育む環境を充実させる取組みが実施で きる。

ことができる。

③ 地産地消事業

給食においては地元地域の食材の使用を推進するとともに、生 給食においては地元地域の食材の使用を推進するとともに、生 | 産者との連携により、安全・安心な食材の確保と地産地消の推進

④ 子育て支援サービスの充実

外部搬入により節減された経費を、安心して子育てができるよ う様々な子育て支援サービスの充当財源として、取組を行う。

別紙

別紙

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

揖斐川町内の町立保育所

揖斐川町立きたがた幼児園、揖斐川町立やまと幼児園、揖斐川町立いび幼児園、揖斐川町立きよみず幼児園、揖斐川町立おじま幼児園、揖斐川町立 たにぐみ幼児園 、揖斐川町立かすが幼児

園、揖斐川町立 <u>くぜ幼児園、揖斐川町立さかうち幼児園</u> 計

ケ所

注)揖斐川町立さかうち幼児園については、平成20年度より 休園中であったが、平成28年度より開園

4 特定事業の内容

公立保育所の給食を、学校給食センター<u>や坂内小中学校</u>で調理して搬入する外部搬入方式とする。調理員は学校給食センター<u>や坂内小中学校</u>での勤務とするが、各保育所に1名勤務させることにより、乳児の離乳食などに柔軟に対応するとともに、配膳や消毒、食器の洗浄保管業務も、各保育所において行う。

5 当該規制の特例措置の内容

各保育所の調理室の面積及び主な施設は以下のとおりであるが、各施設とも加熱施設としてガスオーブン等またはガステーブル等、保存設備として冷蔵庫及び冷凍庫、配膳器具として配膳

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

揖斐川町内の町立保育所

揖斐川町立きたがた幼児園、揖斐川町立やまと幼児園、揖斐川町立いび幼児園、揖斐川町立きよみず幼児園、揖斐川町立おじま幼児園、揖斐川町立 谷汲保育園、揖斐川町立長瀬保育園、

揖

斐川町立かすが <u>保育園</u>、揖斐川町立 <u>久瀬保育園、揖斐川町立</u> 藤

橋保育園

合計10ヶ所

4 特定事業の内容

公立保育所の給食を、学校給食センター_____で調理して搬入する外部搬入方式とする。調理員は学校給食センター____での勤務とするが、各保育所に1名勤務させることにより、乳児の離乳食などに柔軟に対応するとともに、配膳や消毒、食器の洗浄保管業務も、各保育所において行う。

5 当該規制の特例措置の内容

各保育所の調理室の面積及び主な施設は以下のとおりであるが、各施設とも加熱施設としてガスオーブン_またはガステーブル_、保存設備として冷蔵庫及び冷凍庫、配膳器具として配膳車 (藤橋保育園を除く)が少人数施設を除き備え付けられており、

_ が少人数施設を除き備え付けられて | 再加熱や冷凍・冷蔵、配膳は可能である。 おり、再加熱や冷凍・冷蔵、配膳は可能である。

〈保育所調理室の状況〉

施設名	調理室の面積	加熱設備		保存設備		その他	
		ガスオーブ	ガステーブル	冷蔵庫	冷凍庫	配膳車	消毒保管庫
きたがた 幼児園	<u>45.36</u> m²	1 台	3 □	1台	1台	1台	1台
やまと幼児園	<u>42.43</u> m²	1台	3 П	2台	1台	5 台	食器1台 まな板1 台
いび幼児園	49.97 m²	1台	3 П	1台	1台	2台	食器 1 台 まな板 1 台
きよみず幼児園	<u>29.40</u> m²	1台	2 □	1台	1台	1台	1台
おじま 幼児園	<u>35.20</u> m²	1台	<u>з П</u>	1台	<u>1台</u>	3 台	1台
<u>たにぐみ</u> <u>幼児園</u>	<u>44.71</u> m²	1台	<u>2 П</u>	1台	1台	2台	<u>1 台</u>
かすが <u>幼児園</u>	<u>30.23</u> m²	1台	<u>2 □</u>	1台	<u>1台</u>	1台	1台
<u>くぜ</u> <u>幼児園</u>	<u>40.68</u> m²	1台	<u>2 П</u>	1台	1台	2 台	1台
<u>さかうち</u> <u>幼児園</u>	42.90 m²	<u>電子レンジ</u> <u>1 台</u>	<u>IH 製</u> 2 口	<u>1台</u>	<u>1台</u>	1台	1台

〈保育所調理室の状況〉

(21-13/2)	加生主() 調理室 の面積	加熱設備		保存設備		その他	
施設名		ガスオーブ	ガステーブル	冷蔵庫	冷凍庫	配膳車	消毒保管庫
きたがた 幼児園	<u>37.26</u> m²	1台	3 □	1台	1台	1台	1台
やまと幼児園	<u>47.43</u> m²	1台	3 П	2 台	1台	5 台	食器 1台 まな板1 台
かび幼児園	49.97 m²	1台	3 П	1 台	1台	2 台	食器 1台 まな板1 台
きよみず 幼児園	<u>22.68</u> m²	1台	2 □	1台	1台	1台	1台
おじま 幼児園	<u>63.76</u> m²	1台	<u>1 🗆</u>	1台	<u>2 台</u>	3 台	1 台
谷汲保育園	<u>43.87</u> m²	1台	<u>4 □</u>	1台	1台	1台	2台
長瀬保育園	24.00 m ²	1台	<u>1 П</u>	2台	<u>1台</u>	1台	1台
かすが <u>保育園</u>	<u>51.84</u> m²	1台	<u>1 口</u>	1台	<u>2 台</u>	1台	1台
<u></u> 久瀬保育園	<u>38.52</u> m²	1台	<u>1日</u>	1台	1台	2 台	1台
藤橋保育園	8.67 m²	0台	<u>1 日</u>	1台	1台	0台	1台

② 外部搬入による給食は、0歳児から実施することとし、給食 の内容は原則として学校給食と同じ献立とするが、年齢に応じて 味付け・大きさ・固さ・量などを工夫し提供する。

3歳未満児については、栄養士の指示により保育所駐在の調理員 が柔らかくしたり、刻み食としたりして提供する。離乳食につい ては、保育所の調理室で調理したものを提供する。

回数や時機については、現在保育所で行われている給食と同じ 形態を取れるようにする。

学校給食センターや坂内小中学校 からの外部搬入の契約につ いては、原則は保育所と給食センター、保育所と坂内小中学校 との間で契約書を締結する事が必要であるが、当町の公立保育 所、学校給食センター及び坂内小中学校 との間の取り決めは契 約行為には馴染まないため、保育所を所管する子育て支援課と学 校給食センター及び坂内小中学校を所管する学校教育課 が、覚 書を締結する方向で検討する。

における調理業務の委託について(平成10年2月18日付雇児発 | 第86号)」及び「保護施設等における調理業務の委託について(昭 第86号) | 及び「保護施設等における調理業務の委託について(昭 | 和62年3月9日付社施第38号) | において準拠されている「病 和 62 年 3 月 9 日付社施第 38 号)」において準拠されている「病 院、診療所等の業務委託について」(平成5年2月15日付指第 14号) 第4の2の規定を遵守する。

調理法式については、学校給食センターや坂内小中学校 から 各保育所まで、最大でも1時間以内に到着する事が可能であるた め、食材を加熱調理後、保温又は保冷効果のある食缶に入れ、冷

② 外部搬入による給食は、0歳児から実施することとし、給食 の内容は原則として学校給食と同じ献立とするが、年齢に応じて 味付け・大きさ・固さ・量などを工夫し提供する。

3歳未満児については、栄養士の指示により保育所駐在の調理員 が柔らかくしたり、刻み食としたりして提供する。離乳食につい ては、保育所の調理室で調理したものを提供する。

回数や時機については、現在保育所で行われている給食と同じ 形態を取れるようにする。

学校給食センター	からの外部搬入の契約につ
いては、原則は保育所と給食セン	/ター
との間で契約書を締結する事が必	要であるが、当町の公立保育所
<u>と</u> 学校給食センター	との間の取り決めは契約
行為には馴染まないため、保育所な	を所管する子育て支援課と学校
給食センター	が、覚書を
締結する方向で検討する。	

③ 外部搬入を行う場合の衛生基準の遵守については、「保育所 ③ 外部搬入を行う場合の衛生基準の遵守については、「保育所」における調理業務の委託について(平成10年2月18日付雇児発 院、診療所等の業務委託について」(平成5年2月15日付指第 14号) 第4の2の規定を遵守する。

> 調理法式については、学校給食センター から 各保育所まで、最大でも1時間以内に到着する事が可能であるた め、食材を加熱調理後、保温又は保冷効果のある食缶に入れ、冷 凍または冷蔵せずに運搬し、速やかに提供する。(保温は二重食

凍または冷蔵せずに運搬し、速やかに提供する。(保温は二重食 缶・保冷は蓄冷材を使用して冷却する。)

食事の運搬及び保管については、食缶に保温・保冷効果があるため、保育所での配膳事に至るまでの間、適温搬送が可能となる。

現在、学校給食センターでは給食運搬車 <u>6 台で</u>配送を行い、内1台は揖斐エリア幼児園専用として行う。運搬した給食については保育所の調理室に搬入し、保冷が必要なものについては、配膳時間まで冷蔵庫で保存する。給食は調理が完了してから 2 時間以内で配膳、喫食が可能である。

【給食の配送計画】

10:50 11:20 11:30

春日方面 学校給食センター → かすが幼児園 → 春日小学校

10:30 10:40 10:50 11:10

久瀬方面 学校給食センター → いび幼児園 → きたがた幼児園 → くぜ幼児園

10:30 10:40 11:00 11:10

谷汲方面 学校給食センター → たにぐみ幼児園 → 学校給食センター → 谷汲小学校

<u>11:20</u> <u>11:25</u>

→ 特別支援学校 → 谷汲中学校

10:30 10:45 11:00 11:15

揖斐方面 学校給食センター → きよみず幼児園 → おじま幼児園 → やまと幼児園

11:25 11:30

缶・保冷は蓄冷材を使用して冷却する。)

食事の運搬及び保管については、食缶に保温・保冷効果があるため、保育所での配膳事に至るまでの間、適温搬送が可能となる。現在、学校給食センターでは給食運搬車 を3台で配送しているが、新たに3台を増加して、6台体制で配送を行い、内1台は揖斐エリア幼児園専用として行う。運搬した給食については保育所の調理室に搬入し、保冷が必要なものについては、配膳時間まで冷蔵庫で保存する。給食は調理が完了してから2時間以内で配膳、喫食が可能である。

【給食の配送計画】

10:50 11:10 11:20 11:30

春日方面 センター → 春日中学校 → かすが保育園 → 春日小学校

10:50 11:10 11:30 11:40 11:40

久瀬方面 センター → 藤橋保育園 → 久瀬保育園 → 久瀬小学校 → 久瀬中学校

<u>10:50</u> <u>11:00</u> <u>11:10</u> <u>11:15</u> <u>11:20</u>

谷汲方面 センター → 長瀬保育園 → 谷汲保育園 → 特別支援学校 → 谷汲中学校

11:25

→ 谷汲小学校

|揖斐幼児園方面 センター → きたがた幼児園 → やまと幼児園 → おじま幼児園

11:40 11:50

→ いび幼児園 → きよみず幼児園

坂内方面 坂内小中学校 → さかうち幼児園

【学校給食センターの概要】

名 称:揖斐川町 学校給食センター

建設年月:平成21年7月

構 造:鉄骨造 2階建て

建築面積:2,070.27㎡

職員数:センター長 1名

<u>事務員</u> 1名

栄養士 4名

調理員 20名

運転手 6名

処理能力:3,500食/日

稼動年月:平成21年9月

調理器具:別紙一覧表のとおり

【坂内小中学校給食室の概要】

名 称:揖斐川町立坂内小中学校

建設年月:平成9年3月

構 造:鉄骨造 平屋建て

建築面積:70 m²

職 員 数:校 長 1名

栄養士 揖斐川町学校給食センターの栄養士が兼務

<u>調理員</u> 2名

<u>処理能力:100食/日</u> 稼動年月:平成9年3月

調理器具:別紙一覧表のとおり

【学校給食センターの概要】

名 称: (仮称) 学校給食センター

建設年月日:平成21年7月 予定

構 造:鉄骨造 2階建て

建築面積: 2,187.51 m²

職員数:

センター長 1名

栄養士 <u>2</u>名

調理員 20名

運転手 6名

処理能力:3,500 食/日

稼動予定年月日:平成21年9月 予定

調理器具:別紙一覧表のとおり

④ 現在、園児の給食については、各幼児園 での 職

1ヵ月毎の献立表を保護者に配布し、園児の食材に対するアレル ギーの有無や、献立に関する保護者の要望の聴取等に努めてい

こうした過程を継承することにより、各幼児園 の共通の理解 と認識を図り、園長代表の揖斐川町学校給食運営委員会への参画|や、学校給食センター栄養士との連携を図ることにより、給食の や、学校給食センター栄養士との連携を図ることにより、給食の 献立に 幼児園 や保護者の意見を反映させていく。また、栄養素 量の給与について、年齢に応じた栄養素量を給与するとともに、 児童の嗜好に配慮した献立を供与することで、正しい食習慣が身 に付くよう食育を推進する。食材についても、地元食材を多く取しり入れることによる、地産地消への取組みを図る。 り入れることによる、地産地消への取組みを図る。

④ 現在、園児の給食については、各幼児園 および保育所 での

員会議での反省や園長会議での検証・検討を実施している。また、 員会議での反省や園長会議での検証・検討を実施している。また、11ヵ月毎の献立表を保護者に配布し、園児の食材に対するアレル ギーの有無や、献立に関する保護者の要望の聴取等に努めてい る。

> こうした過程を継承することにより、保育所間 の共通の理解 と認識を図り、園長代表の揖斐川町学校給食運営委員会への参画 献立に 保育所 や保護者の意見を反映させていく。また、栄養素 量の給与について、年齢に応じた栄養素量を給与するとともに、 児童の嗜好に配慮した献立を供与することで、正しい食習慣が身 に付くよう食育を推進する。食材についても、地元食材を多く取